

## ○北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会設置要綱

令和3年9月27日

告示第86号

### (設置)

第1条 北杜市公共施設等総合管理計画及び北杜市公共施設等個別施設計画の策定に当たり、市民、学識経験者等から意見を求めるため、北杜市公共施設等総合管理計画等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長に対し提言するものとする。

- (1) 北杜市公共施設等総合管理計画に関すること。
- (2) 北杜市公共施設等個別施設計画に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

### (組織)

第3条 委員会は、10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民を代表する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げない。

### (役員)

第5条 委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数の出席をもって成立する。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行後最初の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までとする。

(最初に開かれる会議の招集)

- 3 委員が委嘱された後の最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。